

特定建設作業一覧

（１）騒音

特定建設作業の種類	騒規法	県条例	摘 要
アースオーガと併用して、くい打機を使用する作業	—	◎①	もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又は、くい打機を使用する作業	◎①	①	もんけんを除く
くい打くい抜機を使用する作業	◎①	—	圧入式くい打、くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	◎②	②	
さく岩機を使用する作業（アイオン）	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業で、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50m を越える作業を除く
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）（コンプレッサー）	◎④	④	電動機を使用するものを除く 原動機の定格出力が 15kw 未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	◎⑤	⑤	モルタル製造用を除く 混練容量が 0.45 m³ 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	◎⑥	⑥	混練容量が 200kg 未満のものを除く
バックホウを使用する作業	◎⑥	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境省が指定するものを除く 原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限り
トラクターショベルを使用する作業	◎⑦	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境省が指定するものを除く 原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限り
ブルドーザーを使用する作業	◎⑧	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境省が指定するものを除く 原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限り
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	—	◎⑥	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の解体作業又は、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	◎⑦	

（２）振動

特定建設作業の種類	振規法	県条例	摘 要
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	◎①	①	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	◎②	②	
舗装版破碎機を使用する作業	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業で、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50m を越える作業を除く
ブレーカーを使用する作業（手持式のものを除く）	◎④	④	作業地点が連続的に移動する作業で、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50m を越える作業を除く

※ ◎のついていての方で届け出ることを示す。○の数字は、法又は条例の作業の種類を示す。

騒規法：騒音規制法

振規法：振動規制法

県条例：環境の保全と創造に関する条例